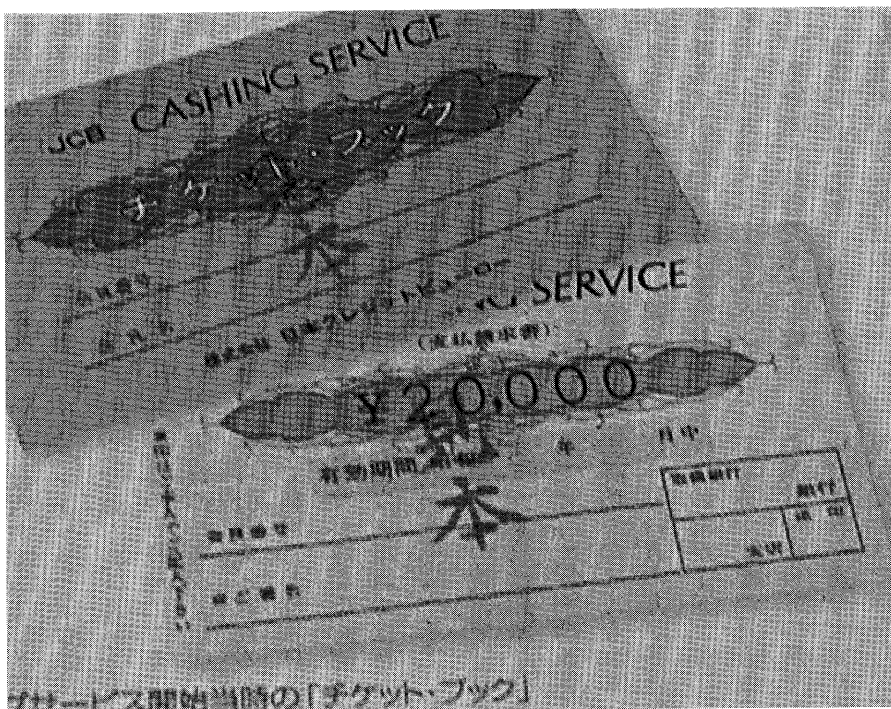




▶初期のキャッシング（1968年3月開始）で利用された小切手状の「チケット」。小切手の代わりにこれを銀行の窓口で現金化したから動詞の「cash」を使用して「cash」ingと呼ばれた（『JCBカードの半世紀』より）。和製英語なんかではない。

や業界組織による間違った情報の影響は、辞書、辞典類だけでなく、テレビのクイズ番組などにもしばしば、「出現」するから、こうした間違いが俗説から定説化し、私のところにも時々問合せがある。

また、業務に関する専門語彙の正しい解説は、「語彙」「用語」「言葉」の問題にとどまらず、業務や政策の内容や発展過程を国民や消費者に正確に伝えるために有効であるから、日常で使用される言葉や辞典類といえども軽視するべきではないし、私としても間違いや問題は閉却し難いものである。

今回は前回に引き続き、一例として「キャッシング」という言葉の来歴と、この言葉の真の意味について考えていきたい。その理由は、この言葉には業界人を含めて大きな誤解が取り巻いていると考えるからだ。なお「キャッシング」については、この連載の第146回（2

銀行ATMの代役をした
カード会社のCD

017年7月号）に、「キャッシング」とは本当は何なのか」と題して書いているのでご参考にされたい。

結論を先に述べると、この文章でも明らかにしているが、「キャッシング」は巷間（こうかん）伝えられるような和製英語ではなく、立派な英語であり、日本のクレジットカード業界が作った造語でもない。「Cash」という動詞には、小切手などを現金と引き換えるという意味があり、小切手を現金化することは「Check Cashing」という。従って、キャッシングは英和辞典にも載っていない和製英語」というのは正しくない。拙稿（第146回）は、これまで発表された「キャッシング（サービス）」という用語の来歴に関しては、最も詳しい解説といえるであろう。

叢談

カードの世紀

第209回

「キャッシング」とは何か 知っていますか？

この用語の誤用の原因と背景（承前）

櫻井 澄夫

間違いが修正されなかった
消費者信用関連の用語

この連載では、これまでたびたび、最近では鈴木喬雄さんの著書をきっかけに著名な国語辞典での発行年度が異なる版における、新しい用語の出現やその内容の変化や誤謬（ごひょう）、そして数十年にわたり不適切な語釈が「専門家」の著作でさえ修正されなってきた状況とその理由などについて簡単に書いてきた。

すでに述べたように、私の主張の眼目は、鈴木さんたちが書いてきた疑問や指摘は、ペイメントカードや消費者信用にまでは筆が及んでいないが、本誌が対象とする分野でも実情は似たり寄ったりで、こうした社会の動きは本業界でも学習するに値するということだった。

そして、業界関連の語彙がこれまで社会にどう扱われてきたかを、社会に流布している国語辞典というものを材料に、言葉

を変えると、これまでとは視点や手法を変えて、単独の外來語、カタカナ言葉というように限定したものだけでなく、そもそもわが国のペイメントカードや消費者信用関係の用語や、来歴、由来、歴史には間違った理解や解説が多く、修正されてこなかったことが語義の長い間の間違いや混乱を生んだ原因であることを学び、その結果、どうかその全容のとは口くらいは知ることができたように思う。

キャッシングは、
現金化するという意味

混乱の原因や背景については、辞典類や業界関係企業出版物やウェブサイトをいくつか眺めてみて理解を深めたが、その実情は想像以上に憂慮すべき段階であると思わざるを得なかった。

その結果として、本誌の読者の皆さんが関与する業界、業種関連の刊行物では専門家として

本題に入る前にひと言述べておきたい。私は国外に出るまで企画部門が長かったから、業務

企画に関する各種の命名や広告、広報の仕事にもかなり携わった。また、顧客や加盟店に対するマニュアル類の作成にも、国の内外でかなり関与した。私は自分が働いていた会社の社名変更を提案したこともあるし、金融商品の名称の提案などにも関係した。

銀行が週休2日制になって、休日に加え土曜日にも預金ができるようになった際には、銀行業界からの要請で各カード会社のCD（キャッシュデイスペンサー）が休日に代役を果たしたことがあった（83年11月）。短期で手数料が安い新種の「キャッシング」によって、預金を出金できる仕組みを作ったわけだ。

他社は「キユウキユウ・キャッシング」のような名称を使用したようだが、「救急」の意味か。間違っていたら失礼、「私

は社内会議で「5 Day キャッシング（5-Day Cashing）」を主張した。新サービスだし、

利用の5日後に、カードの利用明細書が来るより早く銀行口座から引き落とされるから、名称上で利用日と支払日の関係を明瞭にすべきだとの考えからだ。

私は主担当ではなかったせいで、最終的に「s」がついて「5 Days キャッシング」になり、業務は開始された。私としては「3Day Holiday」（3日の休暇）のような「s」を付けない言い方の方が英語的だと思ったのだが…。

名称が決まった直後に、同業の某社から自分の所でも使いたいと連絡があり、自社が商標登録したわけではなし、同種のサービスを業界として標準化すべきであると考えたこともあり、わが社はすぐに同意した。消費者の利便を考えた、一つの銀行とクレジットカード会社の提携の思い出だ。こうした名称上の

標準化は、新しい未知のサービスの仕組みを消費者に知らしめるためには重要な要素であるから、よく考えて決定すべきだ。

このサービスは、銀行のATMの稼働時間が、夜間や休日に延長されるまで続き、19年間の役目を終えた。

これはほんの一例だが、名称というものの性格と重要性を示しているといえるだろう。なおこのサービスは、一括返済の「キャッシング」であり、その後一般化する分割返済のカードローンは含まれていない。

キャッシングとカードローンは同義ではない

さて先日、私は関東地方のある都市に行ったが、その駅前の建物に、「キャッシング○○○」（○○○は会社名。本稿では省略）という看板を見かけた。

特に変わったものではないかもしれないが、この建物に「キャッシング」を業とする消費者

金融会社が入っているのであり、社名（商標名？）にまで大きく「キャッシング」を使用しているのに注目した。

この会社の正式な社名は「株式会社○○○」だが、看板などの広告（商品名）では「キャッシング○○○」と称しているようだ。

他の消費者金融会社（いわゆる「専業」各社）は、業務内容に「キャッシング」も使用するが、「カードローン」も一般化してきている。後述するように、かつての「サラ金」（サラリーマン金融）の社会的な批判による好ましからぬ評判を払拭するために銀行系カードの商品である「キャッシング（サービス）」の名称を「もらい受け」「イメージチェンジを図ったもの」であろうし、それは80年代の後半くらいに登場し、各社に広がったものである。

私は、研究上、どの会社がいづから始めたのか、関心があ

る。後述するが、「専業」各社の「キャッシング」は、「本家」

の銀行系カード会社のキャッシングとは商品内容が同じではなく、つまり「本来」（国際的に使用される）の「cashing」ではなく、本来のキャッシングとは異なるものであった。

その影響を受けて、今ではキャッシングとカードローン（この言葉もともと銀行系カード会社のCDを使用した分割返済のローンから来ているものだろう）をほとんど同義にして、明確に分離しない企業やマスコミ、広告が多くなっている。それに伴い、言葉の混乱によって、両者の見分けがつかなくなっている。「庇を貸して母屋を取られた」と感じるのは、私だけではない。

いや庇を貸した覚えはない、と貸したといわれた方は思ってもいないから、それが言葉上の「領土」なら、その保全を図る努力をしないといけないだろう。

う。この二つの英語の語彙には英語の本国であるアメリカでは

明らかな「語義」の違いが存在しているのだから、外国人（日本人）が勝手に解釈を変える権利があるのかをたずねるのは当然であろう。

言葉の問題、特に外国語を交えた問題は、微妙な問題を抱えていて、複雑な影響を多方面に与えかねないのだから、等閑視すべきでない。この連載で前にも書いたように、学習もせず特定の用語に決まった定義がないかのごとき態度を見せるなど、責任逃れの言葉や国籍不明語を日本で「発明」して、社会に広めてはいけない。定義がないならしるべき方法で定めればいい。

調査対象の辞典類を次々と拡大

さて、私は最近の数回の本稿で、この業務に関わる国語辞典におけるいくつかの語彙につい

て述べてきたのだが、調べるほ

どに、国語辞典だけでは資料的に不十分であり、もっと違った視角からも調査して、私見、あるいは仮説が正しいかを検証する必要を次第に感じた。

その候補にあげたのは、新聞社の編集するカタカナ語辞典、官公庁のカタカナ語辞典、福祉カタカナ語辞典、それに前にも少し触れたが、カード、クレジット、消費者金融、金融用語などの辞典類などだ。つまり一般の国語辞典では日常的な語彙についてはともかく、ペイメントカードなどの関連語彙にはカタカナ語が多いにもかかわらず、この分野は必ずしも庶民に縁が深い分野とはいえないから、普通の国語辞典では言葉の選択に漏れが多くなることが予想され、すると語釈が甘くなりがちであることを予測したので、もう少し専門性がある辞典類を観察する必要があるのだ。日経などの新聞社や官庁の辞典など

には、そういった点で国語辞典にはない語彙の収集や執筆に配慮がなされているであろうとの

予測と期待が生まれた。またそのうちいくつかは、同じ辞典の発行年度が異なる版も時期による違いを比較するために加えた。

現時点でいまだに十分に参照していないのは、「聞Ⅱ」などの新聞社のデータベースや「現代用語の基礎知識」などの各版だ。後者には最近、『カタカナ語外来語ABC略語辞典』などの特別版がある。話を進めよう。

カード会社も知らない「キャッシング」の意味

このテーマでの文章を書き始めてから、カード会社のウェブサイトはあまり見なかった。大体想像ができたし、カード関連語彙に関してはそれほど独自の記述はないだろうと考えていたからだ、しかし、次第に前々号

にも書いたように、大手のカード会社や企業団体などの「プロ」が出している印刷物やサイトにもかなり問題があるものがあることに気が付き、一部だが追加して調べてみることにした。今回まず見たのは、三井住友カードのウェブサイトの「クレカの基礎知識」というページだ。このサイトはカードに関するさまざまな知識を提供し、疑問に答える充実した内容だといえよう。全て読んでいたら、何時間かかりそう。制作者の努力の跡がうかがわれる。

キャッシングに関しては、まず、「キャッシングとは、現金を借りられるクレジットカードに付帯する機能のこと」と書かれ、重ねて、「キャッシングは本来、『現金を借りられるサービスの総称』のことで、『クレジットカード付帯のキャッシング』と『カードローン』があります。『なお、一般的にはクレジットカード付帯サービスのクレジットカード付帯サービスのキ

ャッシングのことを『キャッシング』と呼んでいます」(傍点筆者)とある。

また、「カードローンはローン専用カードのためショッピング利用ができないという大きな違いがあります」という説明が書かれている。私はこの部分ですんなりと読むことができなかった。特にキャッシングの「本来の意味」の記述だ。

はつきりいえば、キャッシングの本来の意味は、「現金を借りられるサービスの総称」ではない。「一般的には」の記述も、一般ではこうだが、「本来は」という意味、あるいは(他社とは)「当社では」のように使い分けているのだろうか。

それなら「本来」とはいかなる意味なのだろうか。「本来」というなら、「キャッシング」という名称のサービスの本来の語義、語源、語釈、内容を述べようとしているとしか私には思

えないが、これでは「本来」ではなく、実際には本来から離れ崩れてしまった「キャッシング」の意味を述べているに過ぎないので、誤解を生じる。おそらく多くの人が同じように感じるだろう。こういう言葉の使い方が転用されて、この種の用語の意味や定義を曖昧にし、国語辞典などでの語釈に不適切なものを発生せしめる原因になっていると私は考える。

クレジット用語辞典やその他の辞典の説明を読む

では、次に、この業界・分野に関する用語辞典を見てみよう。加えて、一般の国語辞典やカタカナ語辞典も見ること

①『和英対照クレジット用語辞典』新訂 岩崎和雄編著(近代セールス社、1985年)。「日本の銀行系クレジットカード業界が産んだ和製英語。正しくはキャッシング・アドバンス(cash advance)」という。

advance)と言う。キャッシング・アドバンスの説明として最近では小口融資の一般的名称として「キャッシング・サービス」が使われることが多い」と記す。

②『和英対照カードクレジット用語辞典』改訂 佐藤元則編(近代セールス社、03年)。「日本のクレジットカード業界が産んだ和製英語。正しくはキャッシング・アドバンス(cash advance)」という。

③『クレジット・金融用語辞典』改訂版 西ヶ谷葉子編著(金融財政事情研究会、03年)。「日本の銀行系クレジットカード業界の造語で、正しくは「キャッシング・アドバンス(cash advance)」という。なお、クレジットカードでは、通常、「キャッシング」はマンスリークリアの一括払いを、「ローン」はリボルビング、元利均等などの分割払いをさす。

④『クレジットカード用語事

典』第4版 末藤高義著(民事法研究会、17年)。「キャッシングサービスまたはキャッシング・アドバンスとも言う」。

⑤『消費者金融サービス辞典』江夏健一監修、(敬文堂、00年)。「広義のカードローンと同義」「なお『キャッシングサービス』は日本のクレジットカード会社による和製英語。正式には「キャッシング・アドバンス(cash advance)」という」。

⑥『金融用語辞典』第4版(東洋経済新報社、05年)クレジットカードの項目はあるが、「キャッシング」は、この語彙の記載だけで解説はない。

⑦『クレジットの基本』水上宏明著(日本経済新聞社、13年)「キャッシングは英和辞典にも載っていない和製英語」。

⑧『日経新聞を読むためのカタカナ語辞典』(三省堂、01年)「英語はcash advance」。

⑨『日経新聞を読むためのカタカナ語辞典』改訂版(三省堂、

05年)。「英語のcashingは手形や小切手を現金化すること」。

⑩『官公庁のカタカナ語辞典』第2版 下川辺淳監修(三省堂、98年)「現金を貸し出すこと。とくに自動払い出し機(CD)による金融機関の個人消費者向けの小口融資をいう」。

⑪『広辞苑』第6版、第7版(岩波書店、18年)。「①手形や小切手を現金に替えること。②金融機関が個人向けに行う小口融資」。

⑫『大きな活字のコンサイスカタカナ語辞典』第4版(三省堂、87年)。「金融機関の個人向け小口融資。☆日本語の独自用法。英語では手形や小切手を現金にすること」。

⑬『クレジットの基本』水上宏明著(日本経済新聞社、15年)「キャッシングは英和辞典にも載っていない和製英語」。

他にもいろいろとあるが、こ

うしてキャッシング一語を辞書などの記載内容や、企業や筆者の認識や見解と比較して眺めてみると、ずいぶんと異なっていることを知ることができる。特に正確であるべき業界系の媒体がよくない。言葉の理解、整理、標準化などは、商品やサービスの内容や企画にも影響を与える。

付け加えるが、「キャッシング・リボ」なんていう商品名はやめてはどうですか。Cashing Revolvingの略でしょうが、直訳すれば、「ing」を二つも付けて、「小切手の現金化―分割返済」なんていうへんてこりんな消費者金融名があるのでしようか。これこそが「和製英語」と呼ぶべきものです。まさに言語自殺ですね。自殺する前に病を治すのが先ですね。いやこれは英語として意味が通じないから、インチキ「英語風語彙」ですか。

詳解 デジタル金融法務

佐野史明 [著]

A5判・436頁
定価3,850円(税込)

決済・送金・貸付・暗号資産サービスに
適用される金融規制の外縁と
実務上の最新論点をQ&Aで解説!

一般社団法人金融財政事情研究会 申込先

◆2021年5月施行の改正資金決済法に対応。送金額の制限のない第一種資金移動業、送金額100万円までの第二種資金移動業、送金額5万円までの第三種資金移動業に適したビジネスモデルは何か?
◆デジタル通貨、ステーブルコインその他新たな金融サービスに適用される金融規制を解説。自らの顧客基盤に対して新たな支払手段を提供する場合、決済・送金・資金融通・暗号資産を切り口にした新たなサービスを市場に投入する場合、どのような金融規制が適用されるのか?
◆金融監督行政に従事した経験をもとに執筆。数多くの問合せ事例に対する金融規制当局の回答はどうなっているのか? 金融行政当局の回答の根底には、どのような価値判断、理論的な考察があるのか?

〒160-8519 東京都新宿区南元町1-9
電話(03)3358-2891(直通) FAX(03)3358-0037